



広報

2月号

にのみや

第466号 発行日 2001年(平成13年)2月10日 編集発行 二宮町総務部総務課 〒259-0196 二宮961番地 電話71-3311

二宮町民憲章

1. 郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう。
1. ふれあいを深め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう。
1. きまりを守り、良習をはぐむ住みよい二宮町をつくりましょう。
1. 幸せを願い、健やかな、明るい二宮町をつくりましょう。
1. 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

(1)



社会福祉法人大磯恒道会が運営にあたる「かわわの家」(川勾177番地)

グループホーム(かわわの家)
三月から開設されます。

元気あふれる高齢社会に向けて

今月の紙面

- 2面…中井町と公共施設の相互利用などの協定を締結・国保の算定方式等を変更
- 3面…年金問題・サラリーマンの奥さんの届出・春の火災予防シリーズごみ問題②③
- 4面…町職員の給与等の状況
- 5面…じょうほう館
- 6面…カメラレポート・みんなの広場・消防出初式 ほか

在宅介護支援センター

在宅での介護に関するいろいろな心配ごと、電話相談、面接相談などで総合的に応じます。お年寄りの生活や健康上の悩み、町の保健福祉サービスや介護保険に対する相談や苦情などの窓口を一本化してお受けし、それぞれのニーズにあったサービスが受けられるように町や関係機関との連絡調整をします。

人と人がやさしく こころのかよう町

町の高齢者保健福祉計画には、「自立で安心、いきいきと心ふれあうまちづくり」を基本理念として、(1)高齢者の主体性の尊重 (2)いきいきとした人生の実現 (3)自由な選択、豊富なメニュー (4)地域の中での思いやり、助け合い (5)介護予防・保健事業の充実といった五つの基本目標を掲げています。

高齢者ができるかぎり介護を必要とせず、地域の中で自らの知識と経験を生かし、健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域社会が一体となって高齢者を支援していくことが重要です。もし、介護が必要な状態になったときには介護保険制度を利用し、高齢者自身が制度の担い手として参加しているという意識が大切です。

痴呆性対応型 共同生活介護の設置

高齢社会の進展とともに、今後とも増加が見込まれるであろう痴呆性高齢者に対する

取り組みは、これからの重要な課題となります。

軽度の痴呆の状態にある高齢者が、共同生活を営む上で家庭的な環境の下、介護や日常生活の世話、機能訓練を受けながら能力に応じて自立した生活をするために、グループホーム「かわわの家」が三月から開設されます。

このグループホームは、社会福祉法人大磯恒道会により運営されます。介護保険の対応施設であり、介護保険法上は「痴呆対応型共同生活介護」として定義されていますので入所を希望される場合は、介護保険の申請が必要となります。

「かわわの家」開設後は、痴呆性高齢者や介護にあたる家族の方々に対しての介護教室やアクティビティ教室(活動的にするための実践)などを開催する予定です。

問い合わせ

在宅介護支援センター

☎71-7085

恒道園介護保険相談センター

☎72-3733

介護保険を利用されている皆さんへ

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減措置

介護保険サービスを利用されている皆さんの中で、利用料の支払いが特に困難な方に対して、次のような軽減措置が実施されています。

対象者 1. 老齢福祉年金の受給権があり、町民税非課税世帯の方
2. 介護保険料の徴収で第2階層の所得区分に属している方のうち所得や資産の状況等により、特に生計が困難であると認められる方

減免されるサービス

- 特別養護老人ホームへの入所
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 通所介護(デイ・サービス)

減免率 自己負担額(利用料の10%)から5%程度の減額となります。

その他 申請手続きが必要ですので、福祉課へお問い合わせください。

ささえ愛とたすけ愛が福祉の心 福祉ボランティアを募集しています!

町の65歳以上の人口が増えて、数年後には5人に1人が高齢者になることが予想されています。目前に迫ったこのような超高齢社会に備えることが必要です。

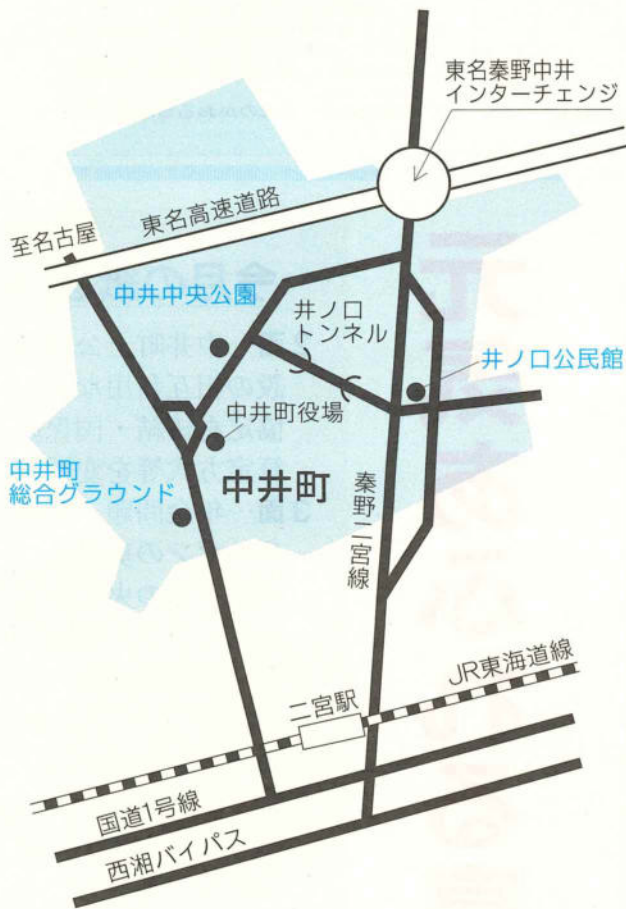
隣近所の皆さんが、ひとり暮らしの高齢者の方を見守りながら支援することにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような「福祉コミュニティ安心拠点づくり事業」を町では実施します。

この事業は、町民から福祉ボランティアを募り、その方々に「福祉コミュニティ安心協力員」の看板を玄関先に掲げ、近隣のひとり暮らしの高齢者世帯の見守りや声かけなどを実行していただくというものです。

また、ちょっとした手助けなど、協力員の活動を拠点に「地域のささえ愛・たすけ愛の精神」を育て、安心して暮らせる元気な地域づくりをめざしています。登録していただける方は、ぜひご連絡ください。

申込み・問い合わせは 福祉課高齢福祉係 ☎71-3311(内線268・269)

中井町の対象施設の位置



二宮町と中井町の行政区域を越えて 施設の相互利用など四月から施行



協定書に調印 岩本中井町長と握手

身近な広域行政の推進を

二宮町と中井町は、平成四年八月から行政連絡協議会を設置し、実質的な話し合いを進めて平成九年八月に図書館の相互利用の協定を結んでいます。今回、運動場などのスポーツ施設や公民館施設等の「公共施設の相互利用」と「広報紙の相互掲載」について、両町の関係各課で構成する専門部会にて検討を重ね、身近な広域行政を推進するための協定書を結び四月一日から施行することとしました。

土地と人のつながり

昭和十年ごろまでは、二宮駅から中井町を結ぶ軽便鉄道が走っていた歴史もありますが、(軽便鉄道は県道秦野二宮線の旧道沿いを走っていたが、経済動向や産業構造等の変化により昭和十二年に廃業。)

二宮町は中郡、中井町は

足柄上郡と行政区画は異なりますが、日常生活のうえでの商業圏や交通機関の利用などが重なり、人的・物的交流は昔から盛んに行われています。縁組みなどの血縁関係も相まって、両町の町民間では自然につながりができています。今後は、両町の情報提供や現代的な行政課題に対応するため、両町職員が一緒に

広報紙の相互掲載

町では、湘南地区三市二町(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町)との連携とともに、中井町が主催する行事などの情報を広報紙に相互掲載します。

中井町の対象施設

施設名	利用時間	利用料金	利用方法と申込み	問い合わせ・申込み先
中井町総合グラウンド (中井町半分形100)	運動場	無料	団体登録後、平日の利用は使用する前月1日から当日までに直接、担当窓口へ申請する。 ※土・日・祝日の利用は3か月ごとに利用者の会議を開催し、その時点で予約する。申請は前月1日から20日まで。利用者の会議で申込みがない日は、平日の利用と同じ扱いとなる。	中井町教育委員会 生涯学習課スポーツ班 ☎0465-81-1111 (内線355)
	テニスコート (4面)	1面1時間 260円		
中井中央公園 (中井町比奈窪580) ※休園日 月曜日及び祝日の翌日 年末年始	野球場	1時間 高校生以上 3,000円 小中学生 1,000円	原則として10人以上を1組とする団体等が対象で、利用日の2か月前から5日前までに、直接窓口へ申請する。	中井町都市整備課 ☎0465-81-1111 (内線213)
	多目的広場	9:00~17:00 5/1から9/30は 18:00まで		
井ノ口公民館 (中井町井ノ口 1,843-1) ※休館日 月曜日及び祝日の翌日 年末年始	音楽室	1時間 300円 17:00以降は 1時間 500円	利用日の2か月前から5日前までに直接窓口へ申請する。 ※夏期(7/1~8/31)と冬期(12/1~3/31)は利用料金の加算があります。	井ノ口公民館 ☎0465-81-3311
	調理実習室 工芸室 研修室 和室、茶室 講堂	※図書室は 9:00~17:00 17:00以降は 1時間 1,000円		

広域利用の対象施設

中井町の公共施設：総合グラウンド・テニスコート・中井中央公園野球場・多目的広場・井ノ口公民館
二宮町の公共施設：町民温水プール・町立体育館・町

民運動場・ラディアン・公民館・山西プール・百合が丘プール
※町民温水プールの利用料金は町民は大人三百円だが町外住民は四百六十円の格差あり・子供料金は格差なし(中学生以下百円)

国民健康保険 算定方式等を変更

二宮町国民健康保険運営協議会からの意見書



町長へ意見書を提出する井上会長

平成十年度から、国民健康保険の算定方式などについて検討を重ねてきた町国民健康保険協議会より、「国民健康保険の賦課方式等についての意見」が町長に提出されました。

意見の概要

- (1) 公平で安定した国民健康保険税にするため、所得割額の算定方式を「町民税所得割方式」から「旧ただし書方式」へ変更する。
- (2) 課税方式の変更に伴い、国民健康保険加入世帯をはじめとした住民への周知を図る。
- (3) 国民健康保険条例の改正について議会でも十分審議する。
- (4) 変更に伴い、低所得世帯への影響について配慮する。

なぜ、所得割方式の変更が必要なのか?

国民健康保険の発足当時比べ、社会構造や経済情勢が変化し、国民健康保険加入世帯が変動するなかで、公平で安定した国民健康保険事業を維持していくために所得割方式を変更する必要があると判断しました。

厳しい経済状況の低迷による国民健康保険被保険者の増加、医療の高度化、高齢化等による医療費(老人医療費への拠出金を含む)の増加で、国民健康保険の運営は非常に厳しい状況にあります。

当町の国民健康保険は、所得割・資産割・均等割・平等割の四つから算出した額を一年間の保険税としていますが、そのうちの所得割

算定方式は「町民税所得割方式」といい、加入者の町民税所得割額に国民健康保険の所得割率を乗じて計算しています。

この「町民税所得割方式」は、減税等で町民税が減少すると、保険税の課税の基礎額が減少してしまうため、国保税も減少してしまいます。また、高齢化により年金所得世帯が増えた結果、所得割のない世帯が増加するという偏った状況になってきています。

問題は、この所得割額の減少により医療費の七割(退職は八割)を国保会計で負担する予算額の確保が難しくなっていることです。

平成十年度、十一年度の保険税の決定では、増加する医療費、加入者への負担の影響等を考慮し、税率等の引き上げだけでは対応できずに財政調整基金の取り崩しや町からの繰り入れの増加により対応してきました。

国民健康保険の算定は、歳出の大部分を占める医療費を見込み、その医療費をまかなうため、国の負担金等を除いたものをその年度の保険税として算出し、加入者の町民税、固定資産税、被保険者数、世帯数の状況によって算出しています。

医療費(老人保健拠出金を含む)の伸びは、保険税に大きな影響を与えますが、まずその年度の予算を確保することが基本となります。

運営協議会の意見を受けて

当町の国民健康保険は、運営協議会の意見を受けて、次のように国民健康保険の算定方式等に関する検討を重ねています。

- (1) 保険税算定の一つである所得割額の算定を平成十三年度から「旧ただし書方式」に変更。
- (2) 保険税の算定を従来の九月から六月に変更し、納税通知書の発送を六月の一回に変更。
- (3) 保険税の納期を暫定二分回、本算定分六回の計八回から、六月より翌年三月までの計十回に変更。

問い合わせ 住民課保険医療係 (内線二二二・二三三)

町政資料の閲覧コーナー

閲覧できる資料の最新版を紹介します。

〔県の資料〕

- 神奈川温泉地学研究所事業概要
- 平成11年度神奈川県刊行物目録
- 第21回七都県市合同防災訓練実施報告書

〔町の資料〕

- 平成12年度 にのみやの環境

ほかにも閲覧できる資料等があります。
詳しくは、総務課庶務係（内線318）まで
お問い合わせください。

春の火災予防運動 3月1日～7日

一火をつけた あなたの責任 最後まで

春は空気が乾燥して強い風が吹き火災が発生しやすい気象状態の日が続きます。二宮町消防本部・消防署・消防団では、「火をつけた あなたの責任 最後まで」をスローガンに、3月1日（木）から7日（水）まで火災発生防止と人命損傷の防止を目的に、春の火災予防運動を実施します。

期間中の主な実施事項

①火災予防広報

ア. 防災行政用無線により、期間中の午後4時に火災予防を呼びかけます。

イ. 運動期間中の午後9時に、おやすみ前の火の元点検を呼びかけるサイレンを1分間鳴らし

ます。（消防署・各分団）

ウ. 消防車両による町内巡回広報を実施します。

エ. 町内主要箇所に、火災予防の懸垂幕・立看板を掲示します。

オ. 二宮駅自由通路で火災予防思想の普及などを図るため、町女性防災隊と協力して啓発用ティッシュとチラシを配布します。

②立入検査

ア. 防火対象物の立入検査を実施します。

イ. 車両火災防止のため、マイクロバスや危険物移動タンク貯蔵所等の検査を実施します。

問い合わせ 町消防本部消防課 ☎72-0015

加入者の区分

第1号被保険者

満20歳～60歳まで

- 自営業 ●学生 ●無職の方
- 厚生年金等に加入している方

第2号被保険者

満15歳～65歳まで

- 厚生年金加入者
- 共済組合加入者

第3号被保険者

満20歳～60歳まで

- 厚生年金加入者の扶養配偶者
- 共済組合加入者の扶養配偶者（例：サラリーマンの専業主婦）



次のようなときには必ず届出を

こんなときは

あなたが、サラリーマンの夫の扶養になったとき（例：結婚したときや収入が減ったとき）

あなたが、事業所を辞めて夫の扶養になったとき

あなた自身が厚生年金等の加入者になったとき

あなたがサラリーマンの夫の扶養からはずれたとき（例：妻の収入増や結婚、夫が定年退職などのとき）

あなたの夫が一度退職し別の事業所に再就職したとき

夫の勤務先が変わり、夫の加入制度が変わったとき

第3号被保険者であるあなたの住所が変わったとき

加入種別は

第1号⇒第3号へ

第2号⇒（第1号）⇒第3号へ

第3号⇒第2号へ

第3号⇒第1号へ

第3号⇒（第1号）⇒第3号へ（転職のたびに届出が必要）

第3号⇒第3号へ

必要なもの

- ・認め印
- ・年金手帳（妻・夫）
- ・健康保険証
- ・第3号届出書

- ・認め印・保険証
- ・年金手帳（妻）

- ・認め印
- ・年金手帳（妻）
- ・健康保険証

- ・認め印
- ・年金手帳（妻・夫）
- ・健康保険証
- ・第3号届出書

- ・認め印
- ・年金手帳

詳しくは、住民課戸籍年金係 ☎71-3311（内線238）へ

届出が遅れると

サラリーマンの妻（第3号被保険者）の届出は、市区町村を通じて国に届出をしないと該当しません。その届出も2年以内にしないと届出時効になりますので、将来、年金が受けられないとか、年金額が極端に減ってしまい大変困ることになります。



第3号被保険者の保険料は

第3号被保険者の保険料は、夫の加入している制度全体で搬出しますので、給料天引きされません。（独身も妻帯者も給料が同一であれば、天引き額は同一）
結局、保険料は払っていると見なされて、将来、年金を受けることになります。

★ダイオキシン類濃度 [単位：ナノグラムTEQ/Nm³]

焼却場からの排ガス基準	町施設（平成12年10月測定時）
平成14年11月まで	80
平成14年12月以降	10

★飛灰濃度 [単位：ナノグラムTEQ/g]

焼却場からの飛灰基準	町施設（平成12年10月測定時）
平成14年12月以降適用	1～4号炉
3ng-TEQ/g	0.037～0.23（最低値）（最高値）

★最終処分場の測定値（平成12年10月測定時）

灰の基準値	3.0	放流水の基準値	10.0
町施設の測定値	0.014	町施設の測定値	0.32

※環境基準の単位 ○ng（ナノグラム）…1億分の1グラム
○pg（ピコグラム）…1兆分の1グラム

ダイオキシン対策の経緯（国の法整備の経緯）

時期	内容
平成2年12月	ごみ処理施設に係るダイオキシン類発生防止等のガイドライン（旧ガイドライン）を策定
平成9年1月	平成2年の旧ガイドラインの規制を厳しくした新ガイドラインを策定
平成9年8月	廃棄物処理法に基づく政省令の改正をして、同年12月1日より施行
平成10年11月	平成9年8月に引き続き、廃棄物処理法に基づく政省令の改正（関西で発生した土壌汚染事例を踏まえた改正）
平成11年6月	生活環境審議会、衛生審査会の合同検討の結果、TDIを一日体重1kg当たり4ピコグラムと発表 ※TDIとは人が生涯にわたって摂取しても健康に対する有害な影響があらわれないと判断できる一日当たりの摂取量の事です。
平成11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法が成立
平成12年1月	ダイオキシン類対策特別措置法を施行

焼却場を維持している市町村や企業は、これらの基準や法令によりダイオキシンの削減に努める必要があります。町の環境衛生センターにおいても機械を良好な状態で運転し、日々異なる性状のごみをよりきれいに処理するため、最善を尽くしています。皆さんも各家庭や職場などで分別を徹底していただき、また、より環境にやさしいごみ処理ができるよう生ごみの水切りを心がけましょう。

『ダイオキシン』で何だろう？
ダイオキシン類は研究目的で作られる以外、意図的に作られることはなく、ごみの焼却や製鋼用電気炉等が発生源とされています。ダイオキシンは「ポリ塩化ジベンゾフランとポリ塩化ジベンゾパラジオキソンの混合物」の名称で、これにコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」といいます。物が燃えるときに非意図的に生成される有害な有機塩素化合物です。人体への影響は、発ガン性があるとされ、WHO（世界保健機構）でも正式に認めています。日本国内では、一般廃棄物や産業廃棄物の焼却施設等から排出されるものが多く、国や地方自治体、企業などがそれぞれ排出量の減少に向けて努力しています。

シリーズごみ問題

その23

家庭から出るごみ処理過程で環境問題が起きています。そこで、現状や対策等をシリーズでお知らせし、ごみのゆくえについて、皆さんと一緒に考えて行きましょう。

問い合わせ 環境衛生センター・桜美園 ☎72-3738 または町役場の生活環境課生活環境係 ☎71-3311（内線243・244）

☆人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	10年度の 人件費率
11年度	H12.3.31 31,328人	千円 8,273,825	千円 540,033	千円 1,736,485	% 21.0	% 22.9

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

☆職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給 与 費
12年度	人 200	千円 731,597	千円 237,999	千円 356,129	千円 1,325,725	(B/A)千円 6,629

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含まない。
2. 給与費は、当初予算に計上された額です。
3. 特別職は含まない。

☆職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (H12.4.1現在)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
二 宮 町	305,400円	39.5歳	241,600円	48.8歳
神 奈 川 県	375,581円	43.0歳	346,362円	48.5歳
国	326,106円	39.9歳	289,315円	47.9歳

☆職員の初任給の状況 (H12.4.1現在)

区 分	二 宮 町		国	
	初 任 給	採用2年 経過日給料額	初 任 給	採用2年 経過日給料額
一般行政職	大学卒	173,600円	188,900円	174,400円
	高校卒	146,500円	157,700円	141,900円
技能労務職	高校卒	130,900円	139,000円	
	中学卒	123,300円	130,900円	

☆一般行政職の級別職員数の状況 (H12.4.1現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任主事 主任技師	係長 主査	課長 補佐	課長 室長	部長 参事	部 長	
職 員 数	17人	30人	16人	33人	7人	18人	7人	0人	128人
構 成 比	13.3%	23.4%	12.5%	25.8%	5.5%	14.0%	5.5%	0%	100%

(注) 1. 二宮町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

☆部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	平成11年	平成12年		
一般行政部門 (総務・民生・経済 環境・建設)	人 124	人 124	0	介護支援センター設置のため増員しましたが、合理化等により削減しました。
特 別 行 政 部 門 (教育・消防)	74	77	3	生涯学習センター業務準備・運営のため増員しました。
公営企業等会計部門 (国保・老健・下水道事業)	12	12	0	
合 計	210	213	3	
条例で定められた 職 員 定 数	228	228		

☆定員モデルから見た推移

定 員 モ デ ル					
部 門	年 度	対象職員数	試 算 値	超 過 数	超 過 率
一般行政 職員数	11	123人	130人	△ 7人	△ 5.69%
	12	124人	130人	△ 6人	△ 4.84%

(注) 定員モデルは、人口や面積、町営保育園児数、直営ごみ収集状況、高齢人口等、職員数ともっとも相関関係のある行政需要を表す項目の自治体ごとの数値をもとに、一般行政部門において算出した試算値です。
※自治省地方公共団体定員管理調査による

☆特別職の報酬等の状況(H12.4.1現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	町 長 840,000円
	助 役 665,000円
	収入役 617,000円
報 酬	議 長 377,000円
	副議長 294,000円
	議 員 268,000円
期 末 手 当 (11年度)	6 月 期 2. 2 月 分
	12 月 期 2. 5 月 分
	3 月 期 0. 2 月 分
	計 4. 9 月 分

※ただし、3月期にあつては、町長については30%、助役・収入役については20%の減額をしました。議員については0.5月分支給。

☆職員手当の状況 (H12.4.1現在)

期末・勤勉 手当 (11年度)	6月期	2. 2 月分	
	12月期	2. 5 月分	
	3月期	0. 25月分	
	計	4. 95月分	
退職手当		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0 月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55 月分
	勤続35年	47.5 月分	62.7 月分
	最高限度額	60.0 月分	62.7 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
	退職時特別昇給		1号俸
	1人当たり平均支給額		15,494,005円

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

調 整 手 当 (11年度)	支 給 対 象	全 域
	支給率	10%
	支給対象職員数	全 職 員
	1人当たり平均支給年額	390,781円

特 殊 勤 務 手 当 (11年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	29. 4%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	30,988円
	手当の種類	徴収手当・救急出動手当等
時 間 外 勤 務 手 当	11年度	支給総額 58,348,530円
		職員1人当たり支給年額 343,226円
	10年度	支給総額 58,050,766円
		職員1人当たり支給年額 347,609円

区 分	内 容
扶 養 手 当	配偶者 16,000円
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等 6,500円
	上記の場合の2人目、または配偶者以外の扶養親族2人まで 5,500円
	その他3人目以降 2,000円
	配偶者のいない職員の扶養親族1人 11,000円
	満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人当たり加算5,000円
住居手当	最高限度額 27,000円
通 勤 手 当	交通機関利用者 最高限度額 50,000円
	交通用具使用者 2km以上から40km以上まで9段階に区分 2,200円～20,900円

町職員の給与・職員数の状況

町職員の給与は、地方公務員法その他の法令により、生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従事者の給与などを考慮して、国の人事院勧告に準じて町の条例で定めています。

じょうほう館

お知らせ

◆消費税・地方消費税の申告と納税

個人事業者の平成12年分の消費税および地方消費税の申告と納付期限は4月2日(月)までです。(平成10年分の課税売上高が3,000万円を超える個人事業者または消費税課税事業者選択届出書を提出された個人事業者は、12年分の消費税の税額が「0円」の場合でも申告が必要) 問い合わせ 平塚税務署 ☎22-1400

◆小規模事業所得者のための 税理士会による確定申告無料相談

所得金額300万円以下の方の確定申告無料相談
2月21日(水)、22日(木)、23日(金)
9:30~12:00・13:00~15:30
社会福祉センター 2Aクラス室

相談は先着順に受け付けます。会場等が混雑する場合には途中で打ち切らせていただくことがあります。また、譲渡・贈与税の相談はできませんので、あらかじめご了承ください。

駐車場が狭いため、お車でのご来場はご遠慮ください。

問い合わせ 平塚税務署 ☎22-1400
町税務課町民税係 (内線222・225)

◆義務教育費の援助

町では、次の条件を満たすご家庭に対して義務教育の学費を援助しています。

○平成12年4月1日以降に生活保護が停止、または廃止された家庭

○児童扶養手当を受給している家庭

○家族全員の町民税が非課税の家庭

○保護者が死亡、そのほかの理由により経済的に児童、生徒が就学困難となる特別な事情がある家庭

以上のいずれかに該当する家庭で、平成13年度に援助を希望される方は、各地区の民生委員に就学援助費交付申請書を提出してください。

なお、12年度にこの援助を受けている方も、13年度の受給に際し、継続の再審査が必要ですので必ず申請書を提出してください。

援助の種類 給食費、修学旅行費、校外活動費(実費)、学用品費、医療費等

提出期限 2月28日(水)まで

問い合わせ 教育総務課学校教育係 (内線335)

◆入学通知は届きましたか

教育委員会では、この春に小学校・中学校に

入学されるお子さんの保護者に1月25日付で入学通知書を送付しました。

まだ届いていない方はご連絡ください。

連絡先 教育総務課学校教育係 (内線335)

催し

◆木造家屋の無料耐震相談会

3月4日(日)10:00~12:00・13:00~16:00
社会福祉センター 2Aクラス室

対象 在来工法の木造家屋で2階建以下のもの
持ち物 耐震診断表、各階平面図

※診断表は事前に都市計画課(役場駐車場側)でお受け取りください。

相談協力 神奈川県建築士事務所協会平塚支部

問い合わせ 都市計画課計画指導係
(内線284・285)

募集

◆(仮称)湘南二宮・ITクラブ会員募集

IT(情報通信技術)普及の支援やPC(パソコン)操作など初心者を対象にしたサポート活動ができるボランティアを募集します。

町では、手軽にパソコンにふれられる初心者向けの「ITパソコン講習会」を始めました。この講習を修了し、さらに続けたい方などを手助けするための組織づくりとして有志がつどいお互いのレベルアップを図ろうとしています。

windows(ウィンドウズ).word(ワード).excel(エクセル).Eメール.インターネットの各初級程度
申込み・問い合わせ まちづくり推進室(山岸)
社会福祉センター2階(内線400)

◆平成13年度消費生活モニター募集

消費者物価の価格調査やアンケートの回答、モニター通信の提出、研修などに参加できる方を募集します。

対象 町内在住で20歳以上の既婚女性か既婚男性の方

期間 平成13年4月1日から1年間

定員 5名(定員を超えた場合は、地域や年齢を考慮して選考します。)

申込み期限 2月28日(水) 謝礼 14,000円

申込み 生活環境課防災安全係(内線245)

町への問い合わせは 71-3311

◆定時制高校で学んでみませんか

小田原城内高校(普通科)

小田原城北工業高校(機械科・電気科)

募集受付 3月5日(月)~7日(水)まで

学力検査 3月15日(木)に国語・数学・英語の3科目(成人者は作文にかえられます)と面接を実施します。

受験資格 中学卒業、卒業見込みの方ならだれでも受験できます。

問い合わせ 小田原城内高校 ☎0465-23-3251
小田原城北工業高校 ☎0465-36-0111

案内

◆地価下落に伴う固定資産価格の修正と 固定資産課税台帳の縦覧

平成9年度の評価替え以降、地価の下落に対応して、毎年、土地の価格を修正しています。価格修正調査基準日…7月1日(都道府県地価調査日の同じ)県が実施した地価調査の結果、町内のほとんどの地域で地価の下落が確認されました。町では27ブロックに分けて鑑定評価を実施しましたので、固定資産(土地)の評価額を修正します。

【固定資産課税台帳の縦覧】

縦覧期間 3月1日(木)~21日(水)

8:30~17:00 (閉庁日は除く)

縦覧場所 役場庁舎1階 税務課窓口

持ち物 印鑑(認め印)、同居の家族以外の方は委任状が必要です。

※固定資産税は、固定資産の課税台帳に登録されているものをもとに課税されます。毎年1月1日を基準にして、固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有する方に台帳を確認していただく制度です。なお、台帳の写しは無料ですので希望される方は窓口でお申し出ください。

問い合わせ 税務課資産税係(内線224・227)

◆こころの健康相談

2月21日(水)、23日(金)、3月7日(水)

13:30~15:45 平塚保健福祉事務所

対象 心の悩み、ノイローゼ、ひきこもり、アルコール依存症などで困っている方とその家族

申込み・問い合わせ 予約制で先着順に受付
同所保健予防課 ☎32-0130(内線274)

資源ごみの収集量および売却代金(12月分)

※()内は12年度の累計です

古紙・布類	266,620kg	(1,882,800kg)	850,330円	(5,774,080円)
ビン・ガラス類	13,710kg	(101,270kg)	5,920円	(49,760円)
金属・空きカン類	1,350kg	(8,862kg)	54,000円	(354,480円)
樹脂類	4,870kg	(46,930kg)	980円	(9,760円)

売却代金は町の会計に入る

町の人口(1月1日現在)

総数	30,816人
男	15,122人
女	15,694人
世帯数	10,931世帯

*平成12年国勢調査の結果により基礎人口を平成12年10月1日からの数値に調整した。

今月の納期

固定資産税(第4期)
国民健康保険税(第8期)
国民年金保険料(2月分)
介護保険料(2月分)
下水道使用料(2月分)

⇒⇒⇒ 2月28日

~活かします あなたの納める貴重な税~

かしこい消費者になるために ☆価格差が大きい商品〔1月分〕 ①じゃがいも(1kg) ②サラダ油(1.5kg) ③鶏卵(Lサイズ10個)
(消費生活モニター調べ) (最高~最低) 消費税含む (427円~131円) (711円~417円) (241円~103円)

カメラ レポート

1・7 寒風のなか新春
ロードレース大会を実施
(緑が丘・工業団地内)



1・8 式典を終え表情
も晴れやかな新成人
(ラディアンで実施)



1・13 お手本のように
書けたかな?新春書き初
め席書大会(公民館)



みんなの 広場

公共下水道事業の普及啓発にひと役 下水道作品コンクールで三名の児童が入賞!

県内の小学校四年生を対象にして、下水道に対する知識の普及や啓発を目的に開催された下水道作品コンクールで、町内の三名の児童がみごとに入賞を果たしました。

このコンクールは、(財)神奈川県下水道公社が主催するもので、下水道のしくみや役割について学んだことを生かし、「わたしたちが使った汚れた水を自然界に戻すには、どのようにすればよいか」を一人ひとりが理解を深め、より快適に暮らすために心がけること」などを文や図画で表現して、作文・ポスター・書道の三部門で審査されました。



入賞した三名の児童

写真右から金子美里さん

山田大樹くん

田辺秀長くん

「何人も児童に対し、虐待をしてはならない」

いわゆる児童虐待の禁止が法律で定められています。

児童虐待とは

1. 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
 2. 児童にわいせつな行為をすること、または児童を介してわいせつな行為をさせること。
 3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 4. 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ☆児童虐待を見たら、気づいたら余計なお世話と考えずに最寄りの機関までご連絡ください。
- ◇神奈川県中央児童相談所 ☎0466-84-1600
- ◇町福祉課児童障害係 ☎71-3311 (内線267)
- ◇お近くの民生委員・児童委員へ



広報にのみや11月号の一面写真が 神奈川県広報コンクールで優秀賞を受賞

みや十一月号の一面に掲載しました「大きな声援と熱いまなざし」体育祭の下町地区の応援席を撮影したものです。一番の盛り上がりを見せる小・中学生地区別対抗リレーの応援風景の一コマで懸命に走る各地区の選手と応援席が一つになり、応援する一人ひとりの表情と地元の選手に寄せる視線が一点に集中していることがポイントになる作品です。

編集室より

皆さんに親しんでいただける広報紙、町民と行政の間に信頼関係を育てられるような広報紙づくりをめざして、これからも鋭意努力いたします。皆さんからのご意見やご感想をお寄せください。

総務課広報広聴係 ☎71-3311 (内線325) まで

町内かわら版 ちやうなひかわらばん 町内かわら版

二〇〇一年の消防出初式

一月七日(日)午前十時、山西小学校の校庭に二宮町消防本部、消防署、消防団、女性防災隊が集結して厳粛に消防出初式が実施されました。式典では、消防団役員や団員として長年にわたり貢献された方々の表彰、防火予防のポスターコンクール入賞者の表彰、救急用具等の寄付に対する感謝状の贈呈などが行われました。当日は寒さが肌にしみる中、来賓の方々や一般見学者も数多く会場に集まり、消防部隊行進や纏(まと)い

ふりこみ、はしご乗りなどに大きな拍手が送られました。また、出初式の最後には、消防署・消防団による一斉放水も実施され、二宮町の消防力の一致団結した雄姿を披露しました。



火災のない一年を!



はしご乗りに垂れ幕も映えて!



1・13 指導を受けながら
ら応急手当の実技を習得
(消防署・防災対策室)



1・14 今年は例年にな
く雪が多い年ですね!
(ラディアン南側で)



1・21 楽しく華やかに
ポーズも決めて(吾妻さ
んのよさこいパレード)



1・21 よさこいの曲に
合わせてみんなで総踊り
(梅沢旧道の本部前で)